

国際室 たより

編集：日本弁護士連合会
国際室

No. 17

新しい国際室をよろしく

国際室は、本年1月から大谷美紀子前室長の後任として、新たに片山達室長が就任しました。また、7月からは鈴木雅子副室長の後任として、北村聡子会員が嘱託となります。新体制でも、国際情勢と日弁連の活動や課題に常にアンテナを張り、質の高い情報を提供していけるよう臨みますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

Three Bar Meeting in 大阪 世界における継続研修のあり方と司法へのアクセスの課題について

2008年7月19日(土)大阪弁護士会館で開催される三極会議の一部(午後1時から4時30分まで)を公開いたします。三極会議とは、日弁連、欧州弁護士会評議会(CCBE)及び中華全国律師協会(ACLA)の執行部が毎年1回参集し、各会の過去1年間の取り組みを紹介し、特定のテーマをめぐり討論を繰り広げる会議であり、これまで3回にわたり東京、南京、ブルージュ(ベルギー)で開催されてきました。本年は日弁連が主催し第4回会議が大阪で開催されます。第1部(午後1時から2時30分まで)は、「継続研修のあり方」について、弁護士の専門性を高めるための研修のあり方、新しい研修スタイル、弁護

士倫理を徹底するための研修のあり方といった視点から、第2部(午後3時から4時30分まで)は、「各国における司法へのアクセスの課題」について、司法アクセスを阻害する要因、市民の法律サービスへのニーズを汲み上げる方法、弁護士・弁護士会が果たすべき役割という視点から、発表と討論が繰り広げられます。欧州と中国の弁護士会がこのテーマにどのように取り組んでいるのか知見を広める絶好の機会ですので、多くの会員の参加をお待ちしております。大阪会場(大阪弁護士会館)の様様をサテライト中継し東京会場(弁護士会館17階)もご利用いただけます。

日時：2008年7月19日(土)13:00～16:30

場所：大阪弁護士会館

(【テレビ中継会場】日本弁護士連合会)

【第1部】『継続研修のあり方』

【第2部】『各国における司法へのアクセスの課題』

お申込み、詳細は日弁連ホームページまで

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/event/attorneys/080719.html>

会員のみ・参加費無料・同時通訳あり

国際機関等勤務希望者向け弁護士 ロスター登録制度がスタート！

この度、日弁連では、弁護士の国際機関就職支援の一環として、外務省が行う「国際機関勤務希望者向け弁護士ロスター登録制度」の実施に協力することとしました。この「国際機関勤務希望者向け弁護士ロスター登録制度」は、国際機関への採用を希望する弁護士があらかじめ外務省国際機関人事センターに自らの経歴等を登録しておく制度で、外務省に情報提供される国際機関の空席ポストに適合する人材への当該空席情報の提供を目的としています。登録された弁護士の経歴が、特定ポストの資格要件に合致する場合には、外務省国際機関人事センターからその弁護士に直接情報が提供されることになります。登録要項、登録方法などの詳細は日弁連ホームページ(www.nichibenren.or.jp/ja/kousai/kaiin/roster_touroku.html)をご覧ください。同制度に関する問合せは、日弁連国際課まで。

なお、日弁連ホームページには、国際機関への就職を検討している方のために、国際機関就職支援コーナーを設け、このほかにも、国際機関就職支援についての日弁連の取組み、国際公務員についてのQ&A、実際に法務分野で国際機関に勤務、インターンをしたことがある方の手記、各種募集、セミナー情報など、国際機関への就職に役立つ情報を載せています(http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/kaiin/kokusai_syusyoku.html)。是非一度、お立ち寄り下さい。

国際活動のホームページが リニューアル

日弁連ホームページに新たに「国際活動・国際人権」ページが誕生しました。これまで国際活動に関する内容はホームページ内の各所に納められ、大変探しにくい状況にありましたが、今回、日弁連における全ての国際活動に関する情報を一元化してご覧いただけるようになりました。会員の皆様には、日弁連留学制度、国際機関への就職支援コーナー、国際司法支援活動弁護士名簿への登録、そして各種国際関係のイベントお知らせなどを掲載しています。是非一度お立ち寄り下さい。

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/>



新しい英文パンフレットが 完成しました！

新しい英文パンフレットが完成しました。宮崎会長からのメッセージ、日弁連やその活動、日本の司法制度や弁護士制度の紹介のほか、裁判員制度や日本司法支援センター(法テラス)などについても盛り込んでいます。手軽にお配りいただけるよう、以前のものより少しスリム化していますので、日弁連及び各弁護士会等でご活用ください。

英文パンフレットについてのお問い合わせは、日弁連国際課まで(03-3580-9741)。



ただいま募集中！ 一日弁連客員研究員留学制度8/29まで

日弁連は、1997年にニューヨーク大学ロースクール(NYU)、1998年にカリフォルニア大学バークレー校(UCB)との間で、当連合会が推薦する会員を両校が客員研究員として受け入れる制度(「日弁連客員研究員留学派遣制度」)を発足させ、公益的な活動に取り組んでいる会員を派遣してきました。また、2007年3月には新たにイリノイ大学ロースクールとも同様の制度を発足させました。

本制度でこれまで派遣された会員は、2007年度までに合計18名に上ります。それぞれが客員研究員という立場から、各校の教授・学生と交流し、日本の

法的諸課題や弁護士の役割を紹介し、さらに自分の研究テーマについて発表する機会を得るなどして、充実した留学生活を送るとともに、帰国後は、日弁連の委員会活動等を通じてその成果を当会にも還元しています。また、近時は、帰国後、「自由と正義」にその研究をまとめた論稿を発表していただいています。2007年5月号にはNYUに留学した北村聡子会員の「外国人に対する退去強制手続の日米比較—弁護士へのアクセス問題を中心として」が掲載され、2008年6月号にはUCBに留学した井川真由美会員による「役員報酬決定プロセスに関する日米比較」が掲載されました。

本制度の対象となる弁護士は、日弁連および単位会が現在取り組んでいる広い意味での人権活動や国際協力、国際貢献活動を含む弁護士会活動に携わっている弁護士、例えば、人権擁護・消費者・環境・

女性・障害者・司法制度・刑事司法・少年司法・情報公開・国際人権等と社会との諸問題、国際司法支援等の国際協力にかかわる課題等、公益的な活動に取り組んでいる弁護士です。他の留学選考と違って、選考の時点ではそれほど高度な英語力は求められず、年齢も問われることはありません。費用は、通常のロースクールへの留学より、相当安価な金額で、講義やセミナーを受けることができ、研究環境にも配慮がなされています。本制度の応募に際して提出していただく書類(履歴書・研究計画書等)の様式・サンプルを含めて、募集要領の詳細は、日弁連ホームページ(http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/kaiin/america_ryugaku.html)に掲載されています。多くの方がこの制度を利用して海外留学されることを願っております。

海外情報収集・調査の充実－新しい試み

司法制度の改革は日本国内にとどまるものではなく、海外でもさまざまな改革が行われています。日弁連が直面する政策課題に対応するために、同様の問題が海外ではどのように取り扱われているかを正確に知る必要があります。国際室では、このような観点から、昨年より海外事情の調査機能を充実するよう試んでいます。具体的には海外の弁護士会とのネットワークを活用するとともに、専属嘱託、委嘱研究員、幹事が中心となって情報収集・分析に取り組んでいます。下記は、この活動の一環として、三枝研究員がまとめたデータの抄録です。今度も政策形成に役立つデータを提供できるよう努めてまいります。

国際室長 片山 達

法律扶助予算額の国際比較

国際室・研究員 三枝麻由美

国際室では、先頃、法律扶助予算額の国際比較調査を行った。この調査を行った背景には、司法にアクセスしやすくするための改革として、法律扶助予算額を増大させることは必須であり、かつ急務であるとの観点がある。法律扶助の概念は国によって異なるが、本調査では法律扶助予算額を、民事法律扶助および刑事法律扶助において各国政府がどの程度予算を計上しているかをもとに調査を行った。比較対象とした国は、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、フランス、日本の6カ国である。なお政府予算として、アメリカ、カナダ、オーストラ

リアの場合は、連邦政府および州政府の予算額の合計を用いる。

まず、図1で見ると、法律扶助の予算総額をみると、アメリカが最も多く約5,279億円を計上している。次に、イギリスの約4,400億円と続いている。日本、イギリス、アメリカ、フランス、カナダ、オーストラリアの6カ国を比べると、アメリカとイギリスの法律扶助予算総額が突出していることがわかる。イギリスは歴史的に法律扶助大国として知られており、同国の法律扶助予算額が非常に大きいことは予想されたものの、アメリカの数値は予想を超えたものであった。アメリカの数値の内訳をみると、民事法律扶助予算額が約1,090億円、刑事法律扶助予算額が約4,190億円となっており、刑事に対して民事の約4倍の予算が割り当てられている。アメリカおよびイギリスよりも予算額が1桁異なるが、続いてカナダの約684億円、フランスの約523億円、オーストラリアの約409億円と続く。日本の法律扶助予算額は6カ国中最下位の約147億円となっている。ちなみに、日本の数値の内訳は、民事法律扶助の約51億円と刑事法律扶助の約96億円となっている。

次に、図2において、法律扶助予算総額を総人口で割り、国民一人当たり法律扶助予算額がどの程度割り当てられているかを見てみる。6カ国の中でイギリスが一国だけ突出しており、国民一人当たり7,262円の法律扶助予算が年間で当てられている。この数値は2位のカナダ(2,066円)の約3.5倍に相当する。予算総額ではイギリスを上回っていたアメリカは、人口比でみると4位の1,876円にまで下がる。しかしながら、2位のカナダ、3位のオーストラリア、および4位のアメリカの数値は拮抗しており、これら3カ国における一人当たりの法律扶助予算額はおおよそ2,000円前後であると判断できる。5位のフランスは828円と

なっており、カナダ、オーストラリア、アメリカの約半額以下になっている。フランスはヨーロッパの中でも法律扶助制度が比較的脆弱な国と言われているが、本調査からも同様のことが指摘できる。しかし、フランスでは近年、法律扶助予算額が増大傾向にある。6カ国中の最下位は日本であり、一人当たり割り当てられている法律扶助予算額はわずか115円となっている。1位のイギリスと比較すると、イギリスは日本の約63倍にもあたり、2－4位グループであるカナダ、オーストラリア、アメリカは日本の約17倍に相当する。5位のフランスと比べても、フランスは日本の約7倍である。以上の結果から、日本の法律扶助に割り当てられている政府予算が極めて低いものであることがわかる。

注)
オーストラリア (2006年度)
 439,343,000豪ドル (※1豪ドル=93円で計算)
 出典: National Legal Aid. Commissions' Budgeted Income and Expenditure.
カナダ (2006年度)
 592,236,000カナダドル (※1加ドル=100円で計算)
 出典: Legal Aid in Canada: Resource and Caseload Statistics, 2006/2007.
フランス (2008年度)
 約523億円 (※1ユーロ=160円で計算)
 出典: 上院(元老院) ウェブサイト。
アメリカ (2005/06年度)
 5,279,741,736米ドル (民事1,090,000,000+刑事4,189,741,367) (※1米ドル=100円で計算)
 出典: (民事) Houseman, Alan W. 2007. Civil Legal Aid in the United States: An Updated for 2007. Center for Law and Social Policy.
 (刑事) The Spangenberg Group. "50State and county expenditures for indigent defense services, fiscal year2005."
イギリス (2004/05年度)
 約4,400億円 (※1ポンド=214.8円で計算)
 出典: Legal Services Commission Annual Report2004/05.
日本
 147億円 (民事法律扶助予算額51億円+公的刑事弁護予算額96億円)
 民事法律扶助予算額: 財団法人法律扶助協会「平成17年度事業報告書」、日本司法支援センター「平成19年度予算」の中の「民事法律扶助事業経費」
 民事法律扶助事業費における国庫支出額は不明なため、当該事業費に過去5年間(2001－5年度)の国庫補助率の平均(42.4%)を乗じた値とした。
 刑事法律扶助予算額: 平成20年度の法務省予算概算要求額における国選弁護士確保業務の委託費。

各国の総人口は、外務省ウェブサイト上の各国情勢・基礎データを参照。

図1: 法律扶助総予算額の国際比較 (単位: 千円)

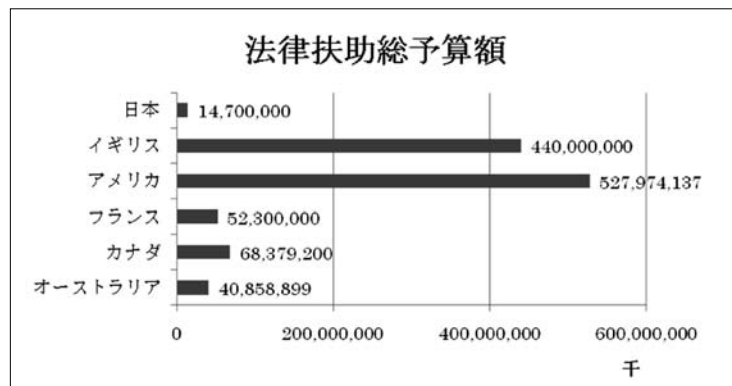
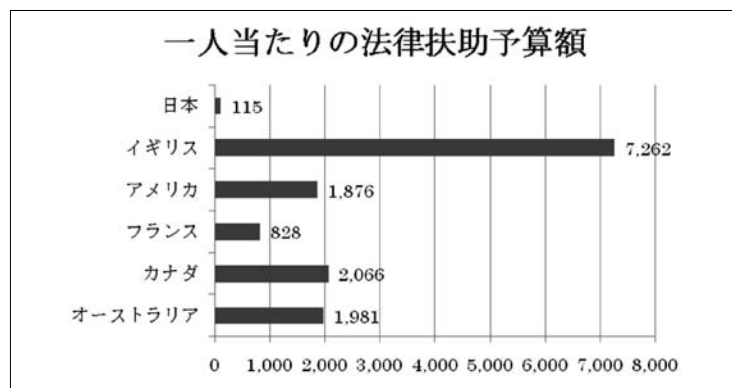


図2: 一人当たりの法律扶助予算額の国際比較 (単位: 円)



2008年1月～5月

表敬訪問・懇談

全米法廷弁護協会 (NITA) (1月11日)

裁判員実施本部が実施した「第1回法廷弁護指導者養成プログラム」の講師として来日した理事ほか計4名が当連合会を表敬訪問し、平山会長、細田副会長と懇談した。

全米法廷弁護協会 (2月7日)

名古屋大学の招待で来日したローレンス・ローズ会長が当連合会を表敬訪問し、平山会長と細田副会長、国際室、法務研究財団の新堂理事長や理事達と懇談した。

国際法曹協議会 (ICJ) (2月26日)

アディッシュ・アガーワラ会長が当連合会を表敬

訪問し、松本副会長、出井事務次長、国際室と懇談した。

ニューヨーク大学ロースクール(NYU) (4月1日)

当連合会の客員研究員推薦留学制度10周年記念シンポジウムのために来日したジェニー・フォレスト副学部長ほか計3名が当連合会を表敬訪問し、松本前副会長、出井事務次長、国際室と懇談した。

国連拷問禁止委員会 (4月11日)

同委員会の日本政府報告書審査主査であるマリーニョ・メネンデス氏が、当連合会が開催したシンポジウム「国連拷問禁止委員会勧告実現のために、今何をすべきか」のスピーカーとして来日した。同氏

はシンポジウムの前に当連合会を表敬訪問し、田川副会長、国際室長と懇談した。

国際法曹協会 (IBA) (4月16日)

当連合会が後援した国際競争法カンファレンスのために来日したLPD(弁護士業務部門)議長であるデヴィッド・リフキン氏とLPD部門理事であるマイケル・レイノルズ氏が、川村明IBA事務総長とともに当連合会を表敬訪問し、宮崎会長、出井事務次長、内田国際交流委員会委員長、国際室と懇談した。

ビルマ法律家協会 (5月12日)

事務局長のアウン・トゥー弁護士が当連合会を表敬訪問し、国際人権問題委員会、国際室と懇談した。

英国国会議員 (5月14日)

英連邦政府の外交委員会委員であるグレッグ・ポップ議員とエリック・イルスレー議員ほか計4名が当連合会を表敬訪問した。角山副会長と伊東事務次長からの歓迎挨拶の後、刑事拘禁制度改革実現本部、司法改革調査室、国際室と意見交換を行った。